

ウ	学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和二年度都道府県六十・〇％分」という。）				
エ	ア、イ及びウに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和二年度都道府県五十・〇％分」という。）				
イ	アに掲げる事業以外の公共事業等（被災市街地復興特別事業に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和二年度市町村七十二・〇％分」という。）				
ウ	令和二年度市場公募都市に係るもの				
イ	令和二年度市場公募都市以外の市町村に係るもの				
ウ	義務教育施設の建設事業（義務教育諸学校施設費国庫負担法第三条第一項（第三号を除く。）に規定する施設に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和二年度市町村六十・〇％分」という。）				
ウ	令和二年度市場公募都市に係るもの				
イ	令和二年度市場公募都市以外の市町村に係るもの				
エ	ア、イ及びウに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和二年度市町村五十・〇％分」という。）				
ウ	令和二年度市場公募都市に係るもの				
イ	令和二年度市場公募都市以外の市町村に係るもの				
ページ	行	課	正		
四一六	改正後欄 終りから 三〇二	並びに静岡県浜松市に対して総務大臣に が通知した額のうち①に			
		四一七ページ改正後欄中一六行目の次に次を加える。			
		カ 静岡県浜松市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの	0.02505		
五六九	改正後欄 終りから 一〇ト	イ 都道府県72.0％分	0.048		
		六二五ページ改正後欄中終りから九行目の次に次を加える。			
		イ 令和二年度市町村72.0％分			
		ウ 令和二年度市場公募都市に係るもの	0.049		
		ウ 令和二年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.051		
六一五	改正後欄 終りから 八ト				
		イ 令和六年一月二十三日正誤欄中			
		（原稿誤り）			
三三三	終りから 一〇	（一）			

正 誤

令和三年八月三日（号外第七十九号）公布総務省令第七十六号（普通交付税に関する省令の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

二一ページ改正後欄種別欄中一行目から一〇行目は次のとおりの誤り。

イ アに掲げる事業以外の公共事業等（被災市街地復興特別事業に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和二年度都道府県七十二・〇％分」という。）

正 誤

令和五年三月一日(号外第四十一号)文部科学省告示第十号(学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示)

(原稿誤り)

三四ページ改正後欄中終りから六行目は次のとおり誤り。

一 「略」

二 教員数は、大学等の種類の別に応じて大学設置基準等の定める基幹教員の数とする。ただし、第一の三の(一)のただし書きに規定する場合(開設時に複数の学年の学生を受け入れる場合を除く。)において、大学、修業年限が三年である短期大学及び高等専門学校が行うときは、当該教員数に、修業年限が四年の大学及び高等専門学校にあつては二分の一、修業年限が六年の大学にあつては三分の一、修業年限が三年の短期大学にあつては三分の二を乗じて得た数をもって教員数に代えることができる。

同ページ改正前欄中終りから六行目は次のとおり誤り。

一 「同上」

二 教員数は、大学等の種類の別に応じて大学設置基準等の定める基幹教員の数とする。ただし、第一の二の(一)のただし書きに規定する場合(開設時に複数の学年の学生を受け入れる場合を除く。)において、大学、修業年限が三年である短期大学及び高等専門学校が行うときは、当該教員数に、修業年限が四年の大学及び高等専門学校にあつては二分の一、修業年限が六年の大学にあつては三分の一、修業年限が三年の短期大学にあつては三分の二を乗じて得た数をもって教員数に代えることができる。

正 誤

ページ 行 誤 正

令和五年三月一日(号外第四十一号)公布文部科学省告示第十号(学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示)
(原稿誤り)

二二二 表中改正規定にする事項規定する事項
前欄中

一五

令和五年二月十七日(号外第三十四号)厚生労働省告示第三十五号(厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準及び介護保険法施行令第三十七条の十五第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する告示)
(原稿誤り)

一一一 ページ表中改正前欄中終りから一二行目「入退院等」は「入退院時等」の誤り。

令和五年三月三十日厚生労働省告示第百十二号(雇用保険法附則第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域)
(原稿誤り)

終りから

五下 一三 指定する

〃〃〃 七 定める

厚生労働大臣が指定する